

社会福祉施設等調査及び 介護サービス施設・事業所調査の見直しの方向（案）

1. 見直しの概要

（1）基本票について

サービス別の施設・事業所数等の基本的情報については、これまでと同様に、都道府県等を対象とした基本票により、毎年全数を把握する。

（2）詳細票について

詳細票については、標本調査への見直しを行う。

（目標精度）

両調査とともに、サービス別に、中心的な職種の都道府県別従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内となることを目標精度とする。

（抽出方法）

両調査の前年調査により得られた名簿に記載された施設・事業所を母集団とし、サービス及び都道府県を層とする層化無作為抽出法により抽出する。

抽出率については、目標標準誤差率が5%以内となるよう設計した抽出率に、過去の回収率及び廃止の状況を勘案して設計する。

（対象サービス）

両調査における標本調査の対象サービスは、以下のとおりとする。

＜社会福祉施設等調査＞

- ① 保育所
- ② 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）
- ③ 上記以外のサービスは、1／1抽出

＜介護サービス施設・事業所調査＞

- ① 訪問介護
- ② 通所介護
- ③ 居宅介護支援
- ④ 介護予防支援
- ⑤ 上記以外のサービスは、1／1抽出

（結果の推計方法及び表章）

詳細票については、サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。
集計結果については、都道府県別までの表章とする。

(見直しによる効果)

○統計結果の精度及び有用性の向上

現在は、全数調査であっても詳細票の回収率が 100%に至っていないため、実態との乖離が生じているほか、回収率が毎年変動するため、実数での経年比較ができないという課題が生じている。

標本調査方式を導入し、1 / 1 抽出のサービスを含む全てのサービスにおいて母集団全体の状態を推計することにより、推計値による経年比較も可能となる。

また、調査客体数が減少することで未回収客体への対応を効率的に実施することが可能となり、回収率向上に伴う結果精度の維持・向上が見込まれる。

今後も、これまでの取組に加え、オンライン調査の活用も含めた更なる取組について検討していく。

○被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化

標本調査方式の導入により、調査客体数の減少に伴う被調査者の負担軽減が図られるほか、調査客体の減少により、調査実施面での効率化が図られる。

2. 実施時期

今般の見直しについては、準備期間等を考慮し平成 30 年度より実施する。